

● はじめに ●

司法・犯罪領域で心理職として勤務する、あるいはそれについて大学で教授するようになってから40年ほどが経過した。自身にとっては昨日のこのようであるのだが、学生たちや若い仲間たちと話をしていると、この20年ほどの間に「世の中変わった……」とつくづく感じるが増えた。元気に集団暴走や喧嘩をする非行少年たちがいつの間にか影をひそめ、児童自立支援施設に暮らす少年の大半が性問題行動のある少年たちになった。受刑者の犯罪行動変化のためのグループ教育を熱心にやっていたころは、よくて物好き、下手をすると処遇の邪魔扱いされていた気がするが、いまや猫も杓子も再犯防止である。日本の刑務所では無理と思われた治療共同体という方法さえ、一部では支持を受けるようになった。元非行少年・元受刑者たちの声もじょじょに世の中に届くようになりつつある。最初に被害者相談室ができたころは、交通事故遺族が中心だったが、そこから犯罪被害者遺族になり、いまや性被害者など本人たちが声をあげることができるようになってきている。ずっと変わらない、変わりっこないと思っていたことが、ある日突然ベルリンの壁が崩れたように、風向きが変わったように感じる。なんだか歴史を語る生き証人あるいは過去の亡霊になったような気さえする。とはいえ、個人的にはよい方向に動いてきていると感じている。

*

2007年に有斐閣ブックスの1冊として『犯罪・非行の心理学』を上梓した。10余年を経て、世の中も制度も変わり、データも古くなってきたので、改訂版の企画を立て始めたが、ちょうど公認心理師制度が動きはじめ、犯罪・非行に関わる心理職に求められる方向性や態度、習得すべき知識やスキルにも変化の兆しがみえてきたところであった。

そこで、単に改訂版というより、新たな心理臨床領域としての「司法・犯罪」心理学における礎の1つを形成するようなテキストを編集したいという野心を抱いた。公認心理師制度のなかで「司法・犯罪」領域が5領域のうちの1つと位置づけられ、標準カリキュラムも作成されたが、なにやらつぎはぎかつ

バラバラで、領域を形成する骨格、屋台骨がどのようなものであるのか、不明瞭に思えたためである。

*

アメリカ心理学会の定義によれば、司法心理学は、「司法制度内で専門的な心理学的技能を提供することを主たる活動とする心理学の専門分野」である。司法・犯罪領域で活動する心理職に有用であることをめざして、本書では、基本法と司法制度の概要とともに、実際に活動の場となる捜査、裁判、矯正、保護、医療観察、被害者支援の各分野で活躍している先生方に各分野の心理学の基礎知識と心理職の活動について活写いただいた（第Ⅱ部）。

一方、現代の犯罪心理学は、犯罪行動を学習された行動とみなし、「普通の」人がなぜ、どのように犯罪行動を習得し、その行動を維持し、さらにはそこから離れるのかということの解明に主眼を置いている。それに関わる理論と知識を理解することは、司法心理の実務・実践を行ううえで不可欠の土台となる。

第Ⅰ部は、司法・犯罪心理学そして犯罪の定義に始まり、その研究方法に触れ、そのうえで、心理学以外の社会学、法学等の関連分野における理論的寄与とその発展、ついで心理学的アプローチを詳細に学ぶ。加えて、対人暴力被害が人間に及ぼす影響を押さえておくことは、極めて重要である。主として加害行動を扱う司法分野の心理職にとっても、加害行動が与えた衝撃的な悪影響、トラウマについて知ることは欠かせないし、そのことは加害行動の背景にあるトラウマにも目を向けることにつながる。

第Ⅲ部は、司法心理学の狭義の定義「司法に関わる心理学の臨床への応用」とその土台となる犯罪心理学の最新の知見である「犯罪行動から離脱するための心理学的介入」を中心に、日本における実践者たちからの論考を集めた。心理的介入の歴史的展開を踏まえて、アセスメント、トラウマインフォームドケア、社会への再統合（コミュニティへの復帰）という現代的で重要な領域について基本を学び、心理的介入として有効と認められ、日本でも実践されているグループ・アプローチ、認知行動療法による性犯罪行動への介入、自助グループと治療共同体によるアディクション行動からの回復といった実践が並ぶ。これらの章は、臨床実践に役立つことをめざす本書の特徴であり、理論と実践とをつないでいくよき道標となることを期待している。

*

今後、司法・犯罪心理学を学ぶ人が増え、社会から非行・犯罪・暴力行動の低減につながるように実践され、トラウマティックではない関係をより多くの人々がもてることに少しでもつながることを夢みている。

最後になるが、有斐閣書籍編集第二部の中村さやかさん、渡辺晃さんには、企画段階から出版まで大変お世話になった。ここに記して深謝する。

2020年9月

藤岡 淳子

本書のWebサポートページ（下記）で各種補足資料を紹介しております。
ぜひご覧ください。

<http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641184510>



目 次

第 I 部 司法・犯罪心理学の基礎

第 1 章 司法・犯罪心理学を学ぶにあたって ————— 2

- 1 司法心理学と犯罪心理学 …………… 2
[1] 日本の刑事司法の流れと心理職の果たしている役割の現状 2 [2] 司法心理学とは 3 [3] 犯罪心理学とは 4 [4] 司法・犯罪心理学とは 5
- 2 司法・犯罪心理学分野で専門職として働く …………… 6
[1] 司法・犯罪分野で活動する心理職に期待される役割 6 [2] 法と心理学の緊張関係 7 [3] 犯罪をめぐる価値の葛藤あるいは二次受傷 8
- 3 犯罪・非行の定義 …………… 9
[1] 犯罪とは何か 9 [2] 非行とは何か 11 [3] 時代や文化を超えた「犯罪」とは 12 [4] 本書における犯罪の定義 13
- 4 犯罪・非行の研究方法 …………… 14
[1] 公的統計 14 [2] 自己申告法および犯罪被害実態調査法 15
[3] インタビュー調査 17
- 5 学際的研究分野として司法・犯罪心理学を学ぶ …………… 18

第 2 章 犯罪・非行研究の基礎理論 ————— 21

- 1 犯罪・非行理論とは …………… 21
[1] 犯罪・非行理論を学ぶわけ 21 [2] 犯罪理論の分類 22
- 2 刑事政策的理論 …………… 24
[1] 犯罪と刑罰の均衡 24 [2] 司法制度の 4 つの機能 25 [3] 司法制度と政治 26
- 3 社会学的理論 …………… 28
[1] マクロ理論 28 [2] ミクロ理論 31 [3] ラベリング理論 34
- 4 生物学的理論 …………… 35
[1] 初期生物学的理論 35 [2] 新生物学的理論 36 [3] 社会生物学的理論 38 [4] 生物学的理論がもたらしうる倫理的議論 39
- 5 犯罪・非行理論の今後 …………… 40

- [1] 犯罪・非行の定義は絶対ではない 40 [2] 促進要因と保護要因がある
41 [3] 犯罪・非行は多重な要因の相互作用である 41 [4] 当該犯罪・非行
を抑止するために、払えるコストを定める必要がある 41

第3章 犯罪行動理解のための心理学的アプローチ ————— 44

- 1 心理学は犯罪行動をどのように理解するか** …………… 44
 [1] 精神力動論は犯罪をどのように理解するか 45 [2] 実証的心理学——特性
論から犯罪の発達理論そして犯罪行動の一般的パーソナリティ理論へ 51
 [3] 学習理論（認知行動論）は犯罪行動をどのように理解するか 53 [4] 機能
理論とグッドライフ・モデル——非行・犯罪行動の個人にとっての意味を重視する
54
- 2 子どもの発達と非行・犯罪行動** …………… 57
 [1] 子どもの愛着行動と感情・衝動統制の発達 57 [2] 愛着スタイルと感情・
衝動調整 59 [3] 児童期中期の愛着——監督に関する協力関係 60
 [4] 主体性と関係性の発達 61 [5] 分離・独立——個体化の過程 63
- 3 家族の機能不全と犯罪・アディクション行動** …………… 65
 [1] 家族はミステリー、子どもは探偵 65 [2] 良い子と嗜癖（アディクシ
ョン）行動、非行・犯罪——システムとしての家族 66 [3] 家族のアセスメント
68

第4章 対人暴力被害が及ぼす影響 ————— 70

- 1 対人暴力の特徴** …………… 70
 [1] 暴力の定義 70 [2] 境界線 71 [3] 逆境体験 71
- 2 対人暴力の影響** …………… 72
 [1] トラウマと PTSD 72 [2] PTSD 症状の実際 74 [3] 発達性トラウマ
と複雑性 PTSD 75 [4] 虐待によるトラウマ 76 [5] トラウマによる行動
化 77
- 3 関係性における暴力の理解** …………… 78
 [1] D V 78 [2] 親密な関係性における暴力の多重性 80 [3] いじめ、
ハラスメント 81 [4] 性暴力 82 [5] 性暴力のグルーミングと二次被害
84 [6] 間接的被害者 85
- 4 対人暴力の連鎖を断つ** …………… 87

第 II 部 司法制度と心理師の役割

第 5 章 基本法と司法制度の概要	90
1 刑事司法（刑法，刑事訴訟法，少年法）の基礎理論・基本構造	90
[1] 刑法 90 [2] 刑事訴訟法 91 [3] 少年法 94	
2 刑事訴訟法，少年法の概観，裁判員裁判・少年刑事事件手続 ..	96
[1] 刑事訴訟法の概観 96 [2] 少年法の概観 98 [3] 裁判員裁判・少年 刑事事件手続 100 [4] 被害者の配慮・保護 101	
第 6 章 捜査	104
1 捜査に関わる心理学の基礎	104
[1] 情報の段階 104 [2] 推論の段階 109 [3] 活動の段階 113	
2 捜査機関の活動と心理師	114
第 7 章 裁判	117
1 裁判に関わる心理学の基礎	117
[1] 目撃証言 117 [2] 供述分析 118 [3] 認知面接 120	
2 犯罪心理鑑定（情状鑑定）の目的と意義	120
[1] 精神鑑定と犯罪心理鑑定の違い 120 [2] 犯罪心理鑑定の臨床的意義 121	
3 裁判機関の活動と心理師	122
[1] 家庭裁判所と家庭裁判所調査官の役割 122 [2] 少年事件 123 [3] 家事事件での調査官 128	
第 8 章 矯正施設の処遇（施設内処遇）	130
1 矯正に関わる心理学の基礎	130
[1] 矯正施設と心理師 130 [2] 施設内処遇における基礎知識 131	
2 矯正施設の活動と心理師	133
[1] 刑事施設 133 [2] 少年のための矯正施設 136 [3] 婦人補導院 139 [4] 倫理的な視点 139 [5] 課題と展望 141	

第9章 更生保護と心理学 143

——社会内処遇を中心として

- 1 更生保護に関わる心理学 143
 - [1] 保護観察官に求められる専門性 143 [2] 公認心理師の養成等について 143
- 2 心理学の知見を活かす保護観察所の諸業務 144
 - [1] アセスメント 144 [2] 指導・助言等 144 [3] 家族等に関わる施策 150 [4] 被害者等に関わる施策 151
- 3 民間団体との連携 151
 - [1] 保護司 151 [2] 更生保護女性会 152 [3] BBS会 152 [4] 協力雇用主 152 [5] 更生保護施設 153 [6] 自立準備ホーム 153 [7] 地域生活定着支援センター 153

第10章 医療観察法制度 155

- 1 医療観察制度の概要 155
 - [1] 医療観察制度開始までの経緯 155 [2] 医療観察制度の目的 155
 - [3] 医療観察法の対象者 156 [4] 当初審判から処遇の決定までの流れ 156
 - [5] 保護観察所の役割 158 [6] 指定医療機関による医療 158 [7] 医療観察法対象者の予後 160
- 2 医療観察法制度と心理師の役割 161
 - [1] 人員配置 161 [2] 医療観察法制度における心理師の役割 161

第11章 被害者支援 167

- 1 被害者支援制度の概要 167
 - [1] 犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画 167 [2] 刑事司法手続における被害者支援 168 [3] 損害回復・経済的支援 171 [4] 精神的・身体的回復・防止への取り組み 171
- 2 被害者支援を行う心理師の役割 172
 - [1] 守秘義務と連携における情報開示 174 [2] 急性期の対応 175 [3] 被害者の話を聴き、状態像をアセスメントする 175 [4] 心理教育——被害者が自分の症状を支援者と一緒に理解するプロセス 176 [5] 被害者の状態像に応じて適切な支援をする 177
- 3 二次被害の防止と資質向上の責務 180
 - [1] トラウマに対する態度の見直しと自己管理をする 180 [2] 安全で安心な

第 III 部 犯罪・非行の心理臨床

第 12 章 司法・犯罪の心理臨床の基礎 184

- 1 再犯防止施策と心理師の責務 184
 - [1] 再犯防止推進法の基本施策と心理師の役割 184
 - [2] 個人の福利（ウェルビーイング）と社会の安全 185
 - [3] たかが再犯、されど再犯 186
- 2 犯罪行動を変化させるための治療教育とは 187
 - [1] 非行・犯罪行動を支える反社会的思考とその背景にある否定的感情 187
 - [2] 反社会的行動を変化させるためには 188
- 3 犯罪・非行に対する治療教育プログラムの展開 189
 - [1] 欧米における矯正処遇プログラムの歴史的展開と日本の矯正・保護 189
 - [2] リスク管理アプローチからその先へ 191
- 4 犯罪行動変化のための心理臨床とは 195
 - [1] 一般的心理臨床と犯罪・非行心理臨床との異同 195
 - [2] パワーを自覚し適切に使えること 196
 - [3] 安心・安全な枠組みづくり 197
- 5 変化の段階と動機づけ 199
 - [1] 変化の段階に応じた介入 199
 - [2] 変化への動機づけ 201

第 13 章 犯罪者・非行少年のアセスメント 205

- 1 臨床実務におけるアセスメントの多様な役割 205
- 2 犯罪・非行の臨床場面の特徴とアセスメントとの関わり 206
 - [1] 非自発性という関与の特徴 207
 - [2] 刑事司法機関に固有の二重役割という特徴 207
 - [3] 秘密保持の制約という特徴 208
 - [4] 時間的制約という特徴 208
- 3 犯罪・非行の臨床におけるアセスメントの次元と手法 209
 - [1] アセスメントの次元 209
 - [2] アセスメントの手法 210
- 4 刑事司法分野のアセスメントの現状と今後の課題・方向性 216
 - [1] RNR モデルとリスク・ニーズアセスメントの現状 216
 - [2] 今後の課題と方向性 217

第 14 章 グループ・アプローチ ————— 219

——犯罪行動変化をめざす基本的スキル

- 1 変化を可能にする環境 …………… 219
- 2 グループについてわかっていること …………… 220
[1] グループの効果 220 [2] グループの治療要因 222
- 3 非行少年・犯罪者へのグループ・アプローチの意義 …………… 222
- 4 グループをつくる …………… 223
[1] グループの種類 223 [2] グループの構造をつくる 226 [3] グループの発達と停滞 226
- 5 グループを読み、動かす …………… 228
[1] グループプロセス 228 [2] 犯罪並行行動への気づきと介入 229
- 6 グループリーダーのスキル …………… 230
[1] リーダーの役割 230 [2] 司法領域のグループにおける効果的な治療者とは 230 [3] コリーダーとの協働 232

第 15 章 認知行動療法的アプローチ ————— 234

——性犯罪行動を中心に

- 1 性犯罪加害者に対する認知行動療法モデル …………… 234
- 2 性犯罪加害者に対する認知行動療法的介入の技法 …………… 234
[1] 自分史を用いた犯罪関連要因の理解と「なりたい自分」 234 [2] 直線モデルとサイクル・モデル——犯行のパスウェイ図作成と認知-感情-行動の理解 235 [3] 治療教育の方向性と今後取り組む課題の全体像を教える——カーンによる治療教育的モデル「4つの壁」 237 [4] 認知の歪みと認知再構成法——ABCモデル、でかこけモデル 239 [5] 感情制御 241 [6] 対人関係スキルの向上を図る 242 [7] 境界線を教え他者との心地よい距離感や尊重関係構築を促す 242

第 16 章 自助グループと治療共同体による回復 ————— 246

——アディクションを中心に

- 1 はじめに …………… 246
- 2 アディクション関連問題 …………… 246
[1] アディクションとは 246 [2] アディクションの心理的背景 247
- 3 アディクションからの回復支援 …………… 249

	[1] アディクション治療の概要	249	[2] 自助グループにおける回復支援	
	250	[3] 民間依存症回復支援施設による回復支援	250	
4	治療共同体における回復支援	252		
	[1] アディクション領域における治療共同体モデル	252	[2] 治療共同体実践	
	の実際	253		
5	新たな潮流としてのハームリダクション	254		

第17章 トraumインフォームドケア 257

1	トラウマインフォームドケアとは	257		
	[1] トラウマの「メガネ」でみる	257	[2] トラウマインフォームドケアの考	
	え方	258	[3] トラウマインフォームドケアの定義	259
2	トラウマインフォームドケアの基本概念	261		
	[1] トラウマインフォームドケアの4つの前提	261	[2] トラウマのつながり	
	を整理する	261	[3] トラウマのつながりで理解する	262
	[4] 心理教育と		情動調整スキル	264
3	被害者支援におけるトラウマインフォームドケア	264		
	[1] 被害者への支援	264	[2] 被害者へのトラウマインフォームドケアの実際	
	265			
4	加害者臨床におけるトラウマインフォームドケア	266		
	[1] 非行・犯罪とトラウマの関連	266	[2] 加害者へのトラウマインフォーム	
	ドケアの実際	267		
5	支援者へのトラウマの影響と組織の安全	268		
	[1] 支援者へのトラウマの影響	268	[2] トラウマインフォームドな組織づく	
	り	268		
6	安全な共同体に向けて	269		

第18章 コミュニティへの復帰 271

——ネットワークをつくる

1	犯罪行動と社会的関係性	271		
2	対話とネットワークづくりを促進する実践	272		
	[1] 修復的司法における犯罪の捉え方	272	[2] 修復的司法の実践例	273
	[3] 対話を促進する方法としてのオープンダイアログ	274		
3	施設を出て地域社会で暮らす	275		
	[1] 社会再参加 (re-entry) について	275	[2] 日本における社会復帰支援	

276 [3] 社会再参加支援のネットワークの鍵となる要素 277

引用・参考文献 283

事項索引 298

人名索引 308

イラスト：イナアキコ（63, 93, 96, 238 ページ）

注

本書に掲載している事例で特に明記のないものは、典型例を組み合わせた架空のエピソードです。

第 1 章 司法・犯罪心理学を学ぶにあたって

1 司法心理学と犯罪心理学

[1] 日本の刑事司法の流れと心理職の果たしている役割の現状

日本の刑事司法制度は、成人を対象とするものと少年を対象とするものとに分かれている。図 1-1 中、枠で囲っているのは公務員試験に合格し、各公的機関に所属して勤務する者である。少なくともこれまでは、心理専門職としての資格や責務以上に、公務員としてのそれを求められてきた。そのなかで、少年司法制度においては、より早くから心理学が審判前調査として活用されており、家庭裁判所調査官、少年鑑別所技官は、審判による処遇決定のための環境および心理についてアセスメントを実施する専門家集団として成立している。

他方、成人を対象とする刑事司法においては、行動科学の関与はきわめて限られていたが、近年、再犯率低下が求められ、犯罪行動の変化に心理学を含む行動科学の知見を活用することがいわれるようになると、処遇を行う矯正・保護の領域で、公認心理師や臨床心理士といった心理学の専門的資格を有する者や、精神保健福祉士や社会福祉士といったソーシャル・ワークの専門的資格を有する者が、少しずつ司法制度のなかで活動するようになりつつある。

刑事司法制度は、犯罪が起きたことを認知し、捜査を行い、犯行をしたと疑われる被疑者を逮捕し、裁判を行って、有罪か無罪かを決定し、有罪であれば処分を決める捜査・裁判過程と、刑が確定した後の処遇を行う矯正・保護の過程に大きく分けられる。捜査・裁判過程は、公正な裁判結果を出すためにさまざまな情報が集められ、議論されていく過程であり、司法試験に合格して、裁判に関わる独占資格を有する、裁判官、検察官、弁護士といった法律家が、こ

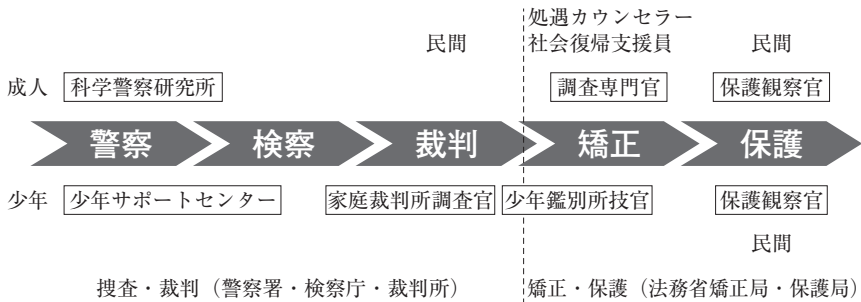


図 1-1 日本の刑事・少年司法制度における心理職

の過程を進めていく。これまで、法律家たちは、実際のところ矯正・保護過程にはほとんど関与しておらず、それは行政に委ねられていた。

しかし、法学においても刑事司法制度を「刑罰を与えるプロセス」としてではなく、犯罪を犯した人が抱える「問題の解決を導き、結果的に再犯防止を進めるプロセス」として捉えようという考え方、すなわち治療法学 (therapeutic jurisprudence) に基づく司法制度が主張されるようになってきている。たとえば、欧米では、薬物依存症者は「薬物裁判所 (ドラッグ・コート)」と呼ばれる特別な裁判所で裁かれ、薬物依存症の治療を受けるよう命じることができる。薬物裁判所は、再使用率を有意に低下させている。配偶者間暴力、精神障害を有する者に関わる特別な裁判所も設置されており、刑罰に替わる治療命令を出すことができる。こうした裁判制度は問題解決型裁判所 (problem solving court) と呼ばれる。今後、日本においても問題解決型裁判が行われるようになるのかは不透明ではあるが、少年審判もある意味での問題解決型裁判所ともいえ、さまざまな形で、行動科学の関与が求められるようになっていくことは確かである。

[2] 司法心理学とは

司法心理学 (forensic psychology) は比較的新しい分野であり、アメリカ心理学会では、2001年に領域として初めて公的に認められた (APA, 2013)。それによれば、「個人と法に関わる心理学の一分野」であり、この30年間に大きな発展を遂げたとされる。アメリカ心理学会の定義によれば、司法心理学は、「司法制度内で専門的な心理学的技能を提供することを主たる活動とする心理学の

専門分野」である。広義には、「司法に関わる心理学の応用のすべて」であり、狭義には、「司法に関わる心理学の臨床への応用」とされる（APA, 2013）。たとえば、家事、民事、刑事、すべての裁判で、どのように証言するか、陪審員をどのように納得させるか、証人にどのように準備させるか、どのようにケースを提示するか、あるいはどのように陪審員を選ぶかといったことを法律家に助言するといったことである。

日本においても、司法心理学は、法心理学と裁判心理学から成ると考えられることが多い。「法と心理学会」が2000年に設立され、裁判過程において、心理や福祉職による、精神喪失の判断に関わる、精神鑑定書とは異なる、被告の心理等に関する情状鑑定や処遇に関する意見書、更生支援計画書も少しずつではあるが、採用されるようになりつつある（橋本, 2016）。

イギリスのデイヴィスとビーチ（Davies & Beech, 2018）は、司法心理学をもう少し広くとらえ、「司法と犯罪に関わる心理学と法の共通事項を扱う」こととし、司法的側面と犯罪学的側面の両方を包含すると捉えている。司法的側面とは、「心理学の知見と方法を司法プロセスに適用する（証拠、証言、裁判などを扱う）」ことであり、犯罪学的側面とは、「犯罪行動への介入を通して、犯罪行動への理解と低減に心理学の理論と方法を活用する」ことを意味する。

[3] 犯罪心理学とは

犯罪心理学（criminal psychology）は司法心理学より古くから使われている言葉である。第2章に詳しいが、19世紀末にイタリアの精神科医ロンブローゾが著した『犯罪人論』は、現代犯罪学の始まりともいわれ、その後現代の心理学、社会学等の人間科学の発展とともに犯罪に関する科学が発展してきた。ここで注意すべきは、犯罪に関する科学的研究は、心理学だけではなく、刑事政策学、精神医学、社会学といったさまざまな学問領域で研究され、各学問の有する固有の関心と研究方法によって多様な理論が展開されてきたことである。

現代の科学的・実証的犯罪研究は、1930年代以降のアメリカにおける社会学の貢献が大きかった（第2章参照）。社会学的な犯罪研究は、どのような社会が犯罪行動を生じさせ、また社会はそれに対してどのように対応するのかということに主たる焦点があてられる。刑事政策的な研究は、社会が犯罪に対してどのように対応するのかにさらに集中する。

心理学を背景にもつ研究者たちの理論としては、社会学的理論の発生と同じころ、同じアメリカで、犯罪も何らかの機能を果たしているとする H. ヒーリーの機能理論、その後のグリュック夫妻による特性理論がある。その後、心理学の2大パラダイムである、精神力動論と認知行動論の発展に即した人格障害についての研究や社会的学習理論に基づく理論が展開したが、心理学の本流は、「普通」の行動の普遍的法則の発見や精神疾患等の医療的問題の研究であり、犯罪行動に関する心理学・精神医学は、「異常心理学（精神医学）」と呼ばれ、広い関心は向けられてこなかった。あるいは「異常な」人に対する、やや猟奇的な、偏った関心が向けられていた。

しかし、1990年代以降になると、心理学者である D. アンドリュースや K. ハンソンによって、大量のデータを活用し、メタ・アナリシスなどの新たな研究手法を用いたリスク理論が展開され、また認知行動的アプローチなど心理学的介入が犯罪行動の変化に一定の成果をあげるようになり、「心理学が犯罪研究に帰ってきた」といわれるようになった。現代の犯罪心理学は、犯罪行動を学習された行動とみなし、「普通の」人がなぜ、どのように犯罪行動を習得し、その行動を維持し、さらにはそこから離れるのかの解明に主眼を置いている。

同じ犯罪行動に関する研究を行うにしても学問的背景が違っていると、共通言語をもつことの困難が多くなるためか、日本において、犯罪研究に関する学会は、日本犯罪心理学会、日本犯罪社会学会、日本犯罪学会と林立している。犯罪行動を研究する際には、誰が、何を「犯罪」として、どのように対応するのかという社会の要因を抜きにすることはできず、犯罪心理学が、個人の犯罪行動、特にその心理的側面の要因の理解と犯罪行動の変化のための心理的介入に重点を置くにしても、その役割を十全に果たすためには、社会学的視点や刑事政策的視点をもつことが不可欠である。

[4] 司法・犯罪心理学とは

まとめると、犯罪心理学は、個人の犯罪行動を開始、維持させる要因あるいは原因の研究と犯罪行動から離脱するための心理学的介入を主たる研究対象とするのに対し、司法心理学は、司法制度のプロセスにおける心理学を活用した専門的知見と技能に焦点をあてているといえよう。

司法心理学と犯罪心理学は、両者ともに心理学の応用分野であり、科学的・

第2章 犯罪・非行研究の基礎理論

1 犯罪・非行理論とは

[1] 犯罪・非行理論を学ぶわけ

犯罪・非行理論は実に多様である。まず、焦点の当て方や切り口がさまざまである。犯罪がなぜ起こるのかを説明するもの、犯罪を防ぐ方法を説明するもの、犯罪が起こった場合に効果的に再犯を防ぐ方法を説明するものなど、互いに深く関係してはいるが、第1に着目する点に違いがある。

これに対応して、人が犯罪について説明を求める理由もまたさまざまである。自分や愛する人が被害に遭わないためにはどうすればよいのか知りたい、被害に遭ってしまった場合、なぜそのような目に遭うのか理由が知りたい、自分や身近な人が罪を犯してしまった場合、何がいけなかったのか知りたい、犯罪のない社会で安心して暮らしたい、などが挙げられる。しかし、まとめると、「犯罪を減らすために何ができるのかわかりたい」ということが、大きな理由といえそうである。となると、よい犯罪理論の条件というものがみえてくる。

第1に、どのようにすれば犯罪が減らせるのか、具体的で現実的な方法を示してくれるものである。仮に正しく犯罪を説明したとしても、犯罪抑止の対策を示さないものはよい理論とはいえない。かつて一世を風靡した理論でも、現在では「当時の風潮と社会の構造を知る」以外の使い道がないものもある。現代社会で、生きた理論として活用するための具体的な対策に結び付かないのである。言い換えれば、「それがわかって、どうにも打つ手がない」のでは、よい理論とはいえない。

第2に、第1と関連して、検証可能な理論であることである。どんなにもつ

ともしくても、事例に当てはめて検証できないのでは、実際どの程度有効な説明であるのかがみえてこない。

第3に、多くの事例を説明できることである。ある少数の犯罪者が事件を犯した理由を非常によく説明した理論であっても、大抵の場合は当てはまらなければ、この理論に従った手を打っても効果が小さい。せっかくであれば、なるべく多くの犯罪抑止に効く方法を知っておきたい。

このように犯罪理論の歴史を眺めると、その時代の人が、犯罪をどのように捉えていたかということに加えて、その社会的な背景が、どのような対策をとることを許容していたかということもみえてくる。具体的には、犯罪・非行を行った者を排除する方向にあったか、適切な処遇を行って社会に再統合する方向にあったか、人間の本性をよいものと捉えていたか、悪いものと捉えていたか、司法制度や社会全般にどの程度の信頼感・期待感がもたれていたか、などの事柄が浮き彫りになってくる。これらの背景を踏まえただけで、犯罪・非行理論を概観し、現代の私たちにとって、本当に役に立つ犯罪理論とはどういったものなのかを考えるための視点を提供することが本章のねらいの1つである。

[2] 犯罪理論の分類

多くの雑多なものの全体像を把握するためには、分類が便利である。ここでは、犯罪理論を大きく3つに分類してみたい。

1つ目は、主として犯罪を効果的に防ぐ司法制度に焦点を当てたものである。ここでは、刑事政策的理論と呼ぶことにする。

2つ目は、主として犯罪が起こる社会のしくみに焦点を当てたものである。これは、社会学的理論と呼ばれている。

3つ目は、主として犯罪を行ったか、これから行う可能性の高い個人に焦点を当てたものである。これは、生物学・心理学的理論と呼べるだろう。

この3つの分類に基づき、本章で紹介する各理論の位置づけを図2-1のように整理する（図中の心理学的理論については、第3章を参照）。

第5章 基本法と司法制度の概要

1 刑事司法（刑法，刑事訴訟法，少年法）の基礎理論・基本構造

[1] 刑法

① 刑罰論

他者の利益侵害のうち，刑罰を科すべき行為が，「犯罪」である。その目的は，「犯罪が起こったから刑を科す」（応報）と「犯罪が起こらないように刑を科す」（犯罪の一般予防）という点にある。ただ，刑罰が正当化されるには，「国民の規範意識」（非難）に根拠づけられることが必要である。国民が刑罰までは必要ないと考える行為をも処罰することはできない。刑法は，この犯罪の具体的な内容を明らかにしようとするものである（図5-1）。

もっとも，刑罰は現代社会においては，被害者の報復感情を鎮静化する役割を事実上，果たしていることもまた否定できないだろう。

② 犯罪論の基本構造

刑法は，「犯罪」を構成する要件を定めている（構成要件）。したがって，原則として，構成要件に該当する行為のみに刑罰を科すことになる（図5-2）。たとえば，刑法第199条（殺人罪）は，「人を殺した者は，死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」と定め，他人の枢要部を刃物で刺す行為（実行行為）をし，それに因って（因果関係），他人が死亡したこと（結果）を，認識・認容していたこと（故意）をもって，殺人罪の構成要件に該当することを定めている。そして，殺人罪が成立すれば，「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」とし，犯人に科すべき刑罰の種類・範囲（法定刑）を定めている。もちろん，仮に殺人罪の構成要件に該当する行為を為しても，正当防衛が成立

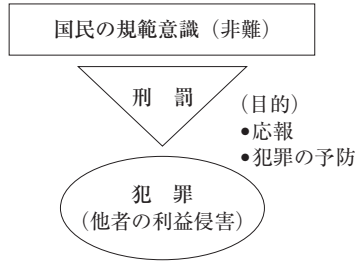


図 5-1 刑罰と犯罪の関係

すれば違法性が阻却されるし、14歳未満の刑事未成年や心神喪失が認められれば責任が阻却されるため、殺人罪は成立しない。

[2] 刑事訴訟法

① 刑罰権の具体的実現

刑事手続は、刑法などの刑罰法令を具体的事件に適用して、犯人に科す宣告刑を決めることを目的として設計された制度である。そして、その基本となるのが刑事訴訟法であるが、同法は、**個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにすることを目的とする** (1条)。つまり、(i)基本的な正義・公正の観念に従い、基本的権利・自由の侵害があってはならず、(ii)できる限り正確な事実の認定に基づくことが要請されている。

② 刑事手続の基本構造

刑事手続は、(1)捜査、(2)公訴提起(起訴)、(3)公判前整理手続、(4)公判手続、(5)判決宣告という順番で進んでいく。

まず、(1)捜査では、捜査機関(警察、検察)が、「犯罪があると思料するとき」、「犯人」と疑われる者を発見する手続過程と、犯罪事実や量刑に関する「証拠」を収集・保全する手続過程が複合している(刑事訴訟法第2編第1章捜査[189条～246条])。前者では、最も根源的な基本的人権の身体・行動の自由を制限する**逮捕・勾留**が、「強制的処分」として、厳格な期間に制御・統制されている。後者では、対象となる**供述証拠**と証拠物の収集・保全が図られる。

証拠物(例：凶器、血痕の付着した着衣、尿や血液等の体液など)は、「強制的処分」としての**捜索・押収**によることもできるが(刑事訴訟法第218条から221

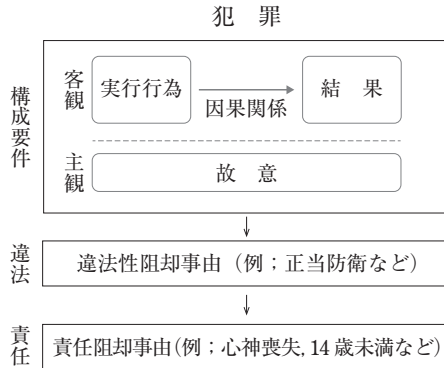


図 5-2 犯罪論の基本構造

条, 222 条 1 項・3 項, 99 条以下), 供述証拠 (例: 目撃証言の供述調書, 犯行直後の犯人・被害者の発言を聞いた友人の証言など) は, 捜査機関による「取り調べ」で, 対象者に問いを發して, これに任意で応答させることによって得られる。ただ, 捜査段階で得られた供述証拠をそのまま犯罪事実や量刑を認定する基礎にすることは, 原則としてできない (刑事訴訟法第 320 条 1 項)。

次に, (2) 公訴提起 (起訴) では, **国家訴追主義・起訴独占主義**がとられている。つまり, 検察官のみが刑罰権の具体的な適用を目的として刑事裁判の開始を求めることができる (刑事訴訟法 247 条)。そして, 検察官は, 必ず起訴しなければならないというわけではない。「犯人の性格, 年齢及び境遇, 犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは, 公訴を提起しないことができる」 (刑事訴訟法第 248 条; **起訴便宜主義**)。

さらに, (4) 公判手続では, **当事者追行主義**を基本とする。日本の刑事裁判手続は, 事実を認定して判決をする裁判所と検察官, 被告人の当事者による証拠に基づく正確な事実認定に向けられた訴訟活動によって進んでいく。これは, 裁判所の役割を公平・中立の判断者に限って, 利害の対立する当事者たる検察官, 被告人に自身にとって有利と思われる証拠を提出させ, これを照らし合わせることによって, よりいっそう正確な事案の真相が究明できるという考え方である (図 5-3; なお, 公判手続における争点と証拠をあらかじめ整理して十分な事前準備ができてこそ, 正確な事実の認定をめざした当事者追行主義の真価が発揮



図 5-3 公判手続

されることから、(3) 公判前整理手続が置かれている)。そのため、裁判所には不要な予断を抱かせないため、検察官は、起訴状には、裁判官に事件について予断を生じさせるおそれのある書類その他の物を添付してはならない(刑事訴訟法第 256 条 6 項；起訴状一本主義)。

そして、刑罰という厳しい国家作用の発動を決するものであるから、正確で誤りのない事実認定を確保する要請から、刑事訴訟法 317 条では、「事実の認定は、証拠による」と定められている。ここでいう「事実」とは、犯罪事実とこれに対する刑罰の範囲・量に関する事実(量刑事実)を意味すると解釈されている。量刑事実には、「狭義の犯情(犯行の方法・態様、犯行の動機、犯行の結果、共犯関係など)」と「一般情状(犯人の年齢、性格、経歴および環境、犯罪後の態度・反省、更生可能性など)」に分けられる。量刑判断においては、一般的には、狭義の犯情が最も重視され、量刑の基本的な事情とされる。そこで決まる刑罰の範囲・量で軽重を定めるのに、犯人の年齢や性格、経歴および環境、反省や更生可能性などの一般情状が考慮される。

次いで、刑事訴訟法第 318 条では、「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる」との定めが置かれている。同様に、裁判員法(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)第 62 条でも、「裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断に委ねる」(自由心証主義)との定めが置かれている。ただし、「自由な判断」といっても、事後的に検証可能な判断過程であることは前提とされており、事実認定者(裁判官、

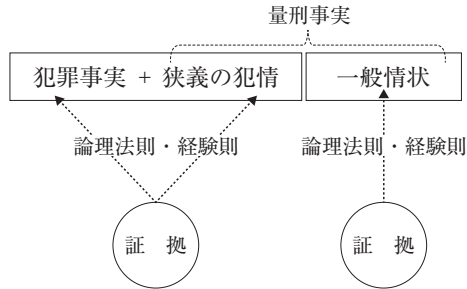


図 5-4 証拠の検証

裁判員)によって、その知識・一般常識や経験を踏まえた「論理法則・経験則」に沿う合理的な判断がされなければならない。そして、その知識・一般常識や経験を補充するために専門家に鑑定が命じられたり(刑事訴訟法第165条以下)、専門家証人の証言が採用されたりしている(図5-4)。

[3] 少年法

① 刑罰ではない保護処分

少年法第1条は、「**少年の健全な育成**を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と定める。そして、「非行のある少年」とは、犯罪少年と触法少年、虞犯少年の3つをさしている(少年法1条、3条)。犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者、触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者、虞犯少年とは、一定の事由があつて将来犯罪または触法行為を行う虞おそれのある20歳未満の者である。

少年法は、少年が行った非行に対する応報としての刑罰を科すものではなく、将来にわたって少年が非行を二度と行わないように改善教育することを目的とする。少年の可塑性のゆえに、刑罰ではなく改善教育によって健全な社会人として成長することを期待していることになる。

② 少年保護手続の基本構造

少年保護手続は、(1)発見過程、(2)送致過程、(3)受理過程、(4)調査過程、(5)審判過程という順番で進んでいく。

第 12 章 司法・犯罪の心理臨床の基礎

1 再犯防止施策と心理師の責務

[1] 再犯防止推進法の基本施策と心理師の役割

2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以後「再犯防止推進法」と略称する）が、公布・施行され（法務省サイト「再犯の防止等の推進に関する法律の施行について」, 2020年6月アクセス）, 「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、(中略)、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進（第1条）」することが求められるようになった（第18章参照）。

基本的施策のなかでは、「社会における職業・住居の確保等」については、主として行政と社会福祉専門職によって熱心に推進されつつある。心理職が関わる施策としては、主に、「特性に応じた指導及び支援等（第11条）」「非行少年等に対する支援（第13条）」「社会内における適切な指導及び支援（第21条）」, そして「情報の共有, 検証, 調査研究の推進等（第20条）」であろう。より具体的に述べると、施設内・社会内において、非行や犯罪行動を行う者のアセスメントを行い、臨床心理の知見やスキルを用いて、再犯防止のための指導・支援を実施し、その効果を実証的に評価する、といったあたりが求められていると見てよい。こうした責務を担っているのは、法務省や家庭裁判所、児童相談所、警察署といった公的機関に勤務する心理職が中心となっているので、公的機関に属して職務を実行することが多いと思われる。とはいえ、各機関でも公認心理師や臨床心理士などの資格を有する者が、外部から協力する機会も増えている。

表 12-1 司法・犯罪領域における本人の福利と社会の安全

		本人のウェルビーイング	社会の安全
		←	→
		(児童) 福祉	少年司法
		司法・犯罪抑止政策	
対応機関	児童相談所 児童自立支援施設 地方行政機関	家庭裁判所 法務省 (少年鑑別所・少年院保 護観察所)	裁判所 法務省 (拘置所・刑務所保護観 察所)
主な法律	児童福祉法	少年法	刑法
専門家	児童福祉職 児童心理職	少年司法職 (心理・法律)	法律職・行政職
目標	本人の福利	本人の福利と社会の安全	社会の安全
犯行行動理解	環境の問題 本人の課題	本人の課題 環境の問題	本人の責任
介入の目的	環境改善とケア	矯正教育	適正手続きと処罰
焦点	個人のニーズ	個人の権利とニーズ	個人の権利と秩序・規律 維持
アセスメント	発達検査 養育環境	個人の特徴 非行機制と介入プラン	犯罪事実

処遇効果評価やリスク等のアセスメントのための尺度作成は、データを公開し、公的研究機関で実施することが望ましいが、現状では、各機関内のデータで、各機関内で行われている。

[2] 個人の福利（ウェルビーイング）と社会の安全

再犯防止施策が進められ、「出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上削減させる」という数値目標が掲げられたこと（法務省サイト「再犯防止に向けた総合政策——10年間で再入率20%減へ」、2020年6月アクセス）は望ましいことである反面、「再犯率を下げる」ということだけに焦点をあてると、かえって再犯防止や人々の福利から遠ざかっていくという皮肉な状態を生じさせる。

表 12-1 にあるように、非行・犯罪の臨床に関わる機関は主として3領域にあるが、比重は異なるものの、個人の福利と社会の安全という、少なくとも一

見は矛盾するように見える2つの目標あるいは価値を求める必要がある。

関わっている対象者が再犯を起こした場合などに、被害者を再び出してしまったこと、犯罪を行った対象者にとってもさらなる拘禁など否定的な結果が生じることなどについて、最終的な責任は本人が負うとしても、何らかの責任を感じることもありうる。あるいは、再犯を恐れるあまり、対象者と関わること自体が避けられたり、行動制限と拘禁のみに対応が偏ったりすることもありうる。たとえば、社会の安全だけを考えるのであれば、極端に言えば、ずっと閉じ込めておけば再犯は防止できるかもしれないが、もう1つの重要な価値である個人の福利を損なうことになる。

[3] たかが再犯, されど再犯

再犯の問題は、心理職として司法分野での業務を行ってれば、いつか必ず出会うとあってよい。出会ったときに、自身はどのように考えるのか、そこからどのように職務に取り組んでいくのか、各自考えていくことが不可欠となる。自身の価値や判断は自身で決めていくことが重要であるが、参考までに、筆者としての考えを述べる。

社会の安全を守るという一端を担い、被害者を出さないことを念頭に置くことは不可欠である。すなわち、再犯防止という目標をもつことは不可欠である。とはいうものの、人間の変化は一直線ではなく、行ったり来たり、紆余曲折がある。例えは不適切かもしれないが、教えた生徒が全員難関校に合格するわけではなく、治療した患者の全員が治癒するわけでもない。犯罪行動を手放していくうえで、一見悪くなったような言動がみられることもあるし、再犯したからといって、それでその人の人生が終わるわけでもない。そこからさらに人生は続く。犯罪行動からの回復は、再犯するかしないかの静止した点ではなく、生きていくというプロセスである。

過度に再犯を恐れるとき、もしかするとそれは支援者が自分の福利にばかり目が向いているのかもしれない。評判を落としたりたくないとか、非難されるのではないとか、自分の失敗あるいは無能感を認めたくないとか。再犯率という数字で示されるとシンプルで確かなものという印象を与えるが、実際にはもう少し慎重に扱うべき数字である。紛らわしいものに再入者率がある。これは、入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。

刑務所を出所した人数のうち、再度刑務所に入所した人数の割合を再入率と呼ぶ。再犯防止をめざして介入を行う心理職としては、再入者率より再入率が気になる。逮捕された時点での再逮捕率、有罪確定時点での再犯率、そして刑務所に入所した時点での再入率などがある。再犯防止施策は、再入率に関するものである。出所後2年、5年、10年など追跡期間によっても再入率は異なってくる。加えて、もともとの再犯リスクによって、再入率は異なる。たとえば、2014年度の刑務所出所者のうち、5年以内の再入率は、刑務所に初めて入所した者で21.7%、二度の者で41.3%、三度以上の者は54.6%（2019年度版『犯罪白書』）である。男性と女性とでも異なるし、罪種によっても異なっている。再犯率低下ばかりが賞揚され、それだけを目標とすると、最も支援を必要とする再犯リスクの高い対象者が排除されるということにもつながりかねない。

さらにいえば、人が人を裁くことはできないとも筆者は最終的には考えている。人間社会が作った司法制度によって裁きが下され、刑罰が科されることは1つの約束事であって、法手続きに従って行われる。それとは異なる次元で、1人の人間としてどのように罪に向き合い、償い、自身の人生に責任を負っていくのか、そうしたことを考えつつ、実務を行っていくことも重要となる。「シーザーのものはシーザーに。神のものは神に」。叱られるかもしれないが、「たかが再犯」くらいにゆったり構え、「されど再犯」と慎重に考慮・行動するくらいがよいのかもしれない。

2 犯罪行動を変化させるための治療教育とは

[1] 非行・犯罪行動を支える反社会的思考とその背景にある否定的感情

犯罪・非行という反社会的行動は、自分は悩まずに人を悩ます、という選択をしたといえる。本人は、悩まないために、不安や葛藤を抱きかかえることをせず、行動として発散させていく。そうした反社会的行動を可能にするのは、それを支える反社会的な思考（価値観、態度、認知の歪み）である。たとえば、「大人（親）だって勝手なことをやっているのだから、自分も勝手にやる」「相手（被害者）は嫌がっていなかった」「薬物使用は誰にも迷惑をかけていない」「相手が嘘をついたから殴った」等々である。

第 15 章 認知行動療法的アプローチ

性犯罪行動を中心に

1 性犯罪加害者に対する認知行動療法モデル

性犯罪加害者に対する認知行動療法的アプローチは、犯罪につながる状況や状態を明らかにして、反社会的行動を支える反社会的認知を変え、犯罪行動を回避する、あるいは向社会的行動へと変化させる対処法を考え実践することを通して、自己統制力の向上をめざすことになる。本章では主に性犯罪加害を例として扱うが、この方法は、性犯罪加害だけでなく他の犯罪にも適用できる。認知行動療法的アプローチは、リスク・ニード・反応性モデルの3原則（第12・13章参照）を遵守して行われたときに最も効果的であることが示されており、また、再発防止モデル（第12章参照）やグッドライフ・モデル（第3章参照）などのアプローチがある。

2 性犯罪加害者に対する認知行動療法的介入の技法

[1] 自分史を用いた犯罪関連要因の理解と「なりたい自分」

犯罪をやめようとしたとき、過去の犯罪歴や生育歴を振り返り、どのような経緯で犯罪をするに至ったかを理解することが役立つ。そのための枠組みが自分史（過去の犯歴と生活史）である。

支援者は、最初の面談の開始時に、「これまで、どんなことがあったのか」を尋ね、まずはクライアントに自由に報告してもらおう。そして、その流れを加害者本人にもみえる形で、数直線上に並べて書き記していき、何がきっかけで、

どのような流れで、犯罪につながっていったのかについて一緒に探求していく。図に示して進めていくと記憶漏れが少なく、また、図として外在化されるため、相談者、支援者ともに客観的に考えやすくなるという利点がある。

必要だと思いが抜けている情報については、たとえば、最初に事件を起こしたときのことや事件前の状況などを質問していき、自分史を完成させていく。家族や友人など周囲の人たちとの関係性やライフ・イベントについての体験を聞くと、当事者の主観的体験を支援者が想像しやすくなる。また、今後、どのような自分になりたいかについて目標を聞いておくことも、治療教育に対する動機づけを高め、今後の見通しを立てることにつながるため役立つ。

自分史の分析のコツは、客観的事実と主観的体験を分けて把握することである。当事者が思っていることが、現実とは違っていたり、被害者や保護者からみて違う風に捉えられていたりする可能性があるからである。また、統計学的に明らかにされているリスク要因を念頭に置きつつ、統計学的に示されていない事柄についても、その加害者に独自の犯罪につながる要素がある可能性を踏まえておく。

[2] 直線モデルとサイクル・モデル——犯行のパスウェイ図作成と認知—感情—行動の理解

過去の犯罪を再び繰り返さないためにはどのようにすればよいだろうかと考えたときに、過去の犯罪にまつわる出来事と行動の流れを中核として犯罪に至ったパスウェイ図を作成して、その行動に伴っていた認知と感情を明らかにしていき、犯罪しないための対処法を見出すという方法がある（カーン，2009；藤岡，2014）。

人が犯罪に至るまでには、日常生活のなかで、1つ、あるいは複数のうまくいかないことが生じ、その不具合にうまく対処しきれずにいるなかで、否定的な感情を制御することが難しくなり、効果的でない、あるいは逆効果であるような対処法を取った結果、考え方が犯罪を許すものへと変化し、犯罪を思いついたり、空想したり、計画するようになって、犯行に至るという流れが共通して見受けられる。このような流れのことを、治療教育では、直線モデル（行動ステップ）であるとか、サイクル・モデル（維持サイクルと犯行サイクル）と呼んでいる。直線モデルは、犯行に至る流れがパターン化していない場合に流れ

つくることは比較的得意で同年代とのコミュニケーションはとれていることは強みである一方、留年して周りから取り残されたと感じ焦るなか、友人に依存的でありつつ同調できないときに自尊感情が低下し、その葛藤を処理できず退避的になり、適切な対処行動を取れずその依存性を性的刺激に向けたと思われる。これらのことから、自立心を高め、親など権威者とのコミュニケーション力の向上を促すとともに、性的刺激への依存を自分磨きなど将来の自分の利益になる行動へと変える対処が有効であると考えられる。

[3] 治療教育の方向性と今後取り組む課題の全体像を教える——カーンによる治療教育的モデル「4つの壁」

犯罪をやめようとしたときに、当事者や支援者は、これから何に取り組めばよいのか、まず何から取り組めばよいのか知りたいと思うかもしれない。そのため、治療教育プログラムのインテーク時や初期に、リスク管理と4つの壁を高くすること（カーン，2009；藤岡，2014）について教えて、当事者と支援者が協働体制を取ることができる土台を築く働きかけが役立つ。多くの人が犯罪をしないのはなぜかと考えたときに、その答えの1つとして、犯罪をしてしまうまでには歯止めとなる4つの壁が立っていて、多くの人はそれらの壁を乗り越えないからであるという考え方があり。その4つの壁を強化すれば、犯罪をしないようになると考えるモデルが「4つの壁」である（図15-2）。

① 1つ目の壁：「犯罪の動機・衝動」の歯止めとなる「健全な欲求充足という壁」

日常、多くの人は犯罪をしようと思わないし、犯罪をしてしまった人であっても、犯罪をしたいと思わないときがある。では、なぜ犯罪をしようという気が起こらないのかと考えると、それは欲求がある程度満たされているか、あるいは、欲求が満たされなくても健全な方法でストレスを解消できているからであると考えられる。その逆に、欲求が満たされていない状態であると、普段は犯罪をしようと思わない人であっても、犯罪をしてでも自分の欲求を満たしたいと思うようになってしまう場合がある。前者が、「健全な欲求充足という壁」であり、後者が「犯罪の動機・衝動」と捉えることができる。

「犯罪の動機・衝動」に対して、犯罪という方法ではなく、社会的にも受け入れられる欲求充足の方法を考え練習していくと、「健全な欲求解消という壁」

(さまざまな壁=バリア)

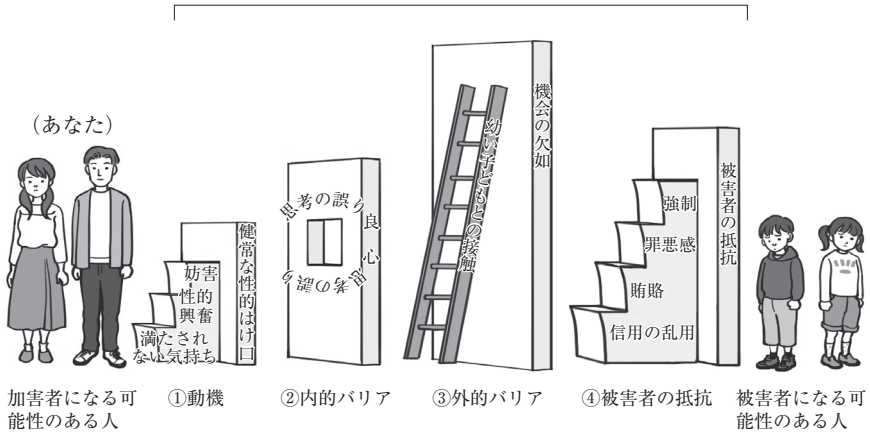


図 15-2 「4つの壁」モデル

(出典) カーン, 2009 より作成。

が強化され、犯罪から離れる可能性が高くなると考えられる。そのための認知行動療法的アプローチとして、主に、グッドライフ・モデルが役立つ。

② 2つ目の壁：「内的バリア」となる「良心の壁」

多くの人は、犯罪をしたいと思っても、犯罪はいけな思っ、犯罪をしない。犯罪をしない人たちは、社会のルールは守らなければならないとか、犯罪をしてしまうと捕まって損になるとか、他者を傷つけないといった考えが強いために、犯罪をしないと考えられる。これが「内的バリア」であり「良心の壁」である。

しかし、欲求不満が高じてしまうと、犯罪をしてでも欲求を満たしたいという思いが強くなっていってしまったたり、そもそも自分がしたいことは（実際は犯罪であるが）犯罪にならないとか、犯罪であるとしても大したことではないと思ひ込んだりしてしまう場合がある。これに対して、犯罪行動を許す考え方（認知の歪み）を見つけて、犯罪をしない考え方を選ぶことができるようになれば、「良心の壁」が強化され、犯罪をしない可能性が高まる。そのための認知行動療法的アプローチとして、主に後述する認知再構成法が役立つ。

✎ 編者紹介

藤岡 淳子 (ふじおか じゅんこ)

大阪大学大学院人間科学研究科教授

司法・犯罪心理学

Forensic and Criminal Psychology 〈有斐閣ブックス〉

2020年10月20日 初版第1刷発行

編者 藤岡 淳子

発行者 江草 貞治

発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1315 [編集]

(03) 3265-6811 [営業]

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷 萩原印刷株式会社

製本 牧製本印刷株式会社

©2020, Junko Fujioka. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-18451-0

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@copy.or.jp)の許諾を得てください。